

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家防火管理規程

平成18年4月1日制定
令和4年4月1日改正

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づき、この規程を定める。

（趣 旨）

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家（以下「赤城青少年交流の家」という。）における防火管理機構、防火訓練、防火対策その他の防火管理に関し必要な事項については、他の法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（所長の任務）

第2条 所長は、防火管理の組織を統括するとともに、防火管理に関する事務を総括する。

（防火管理者）

第3条 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づく赤城青少年交流の家の防火管理者は次長とする。ただし、次長が無資格の場合は所長が指名する職員を防火管理者に当てることとする。

2 次長は、防火管理に関し所長を助け、赤城青少年交流の家における一切の防火管理業務の実施について、責任を負うものとする。

（火元責任者）

第4条 赤城青少年交流の家に別途定める消防計画のとおり、火元責任者を置く。

2 火元責任者の業務は、別途消防計画に定めるものとする。

（点 検）

第5条 危機管理マニュアルの安全点検チェックシートを用いた施設設備の点検と並行して、赤城青少年交流の家の避難施設、危険物貯蔵施設、火気使用施設消防用設備及び電気設備（以下「施設設備」という。）の点検を行うものとする。

（自衛消防隊）

第6条 火災を予防し、火災発生時における被害を最小限にとどめるため、別途定める消防計画のとおり赤城青少年交流の家自衛消防隊を編成するものとする。

(火気使用場所等の標示)

第7条 次長は、火気使用場所及び火気厳禁の場所を定め、これを標示するものとする。

(消防用設備等の管理及び標示)

第8条 次長は、避難施設、消防用設備等の設置場所を定め緊急の場合直ちに使用できるように管理させるとともに明確な標示をほどこすものとする。

(非常持出品)

第9条 所長は、あらかじめ非常持出品を指定し、これを標示させるとともに、当該持出品の保管場所等を明示させ、火災発生時の搬出順序等を指示しておかなければならない。

(火災等の教育訓練)

第10条 所長は、適宜職員を招集して防火管理に関し打合せを行うとともに少なくとも年1回以上非常招集による消防演習を行うものとする。

2 利用者に対しては、オリエンテーション等の機会を通じて火災予防に関する必要事項及び火災発生時の行動等について、十分に指導しておくものとする。

(火災発生のおそれがあるときの伝達等)

第11条 所長は、異常乾燥、強風その他の火災の発生しやすい状況に際しては職員に適宜警戒体制をとらせ、利用者に注意を喚起するものとする。

2 前項の場合において、次長は、必要に応じて火気使用の制限又は禁止を命ずることができる。

(火災発生したときの措置)

第12条 出火又は近火を知った者は、直ちに赤城青少年交流の家の職員に急報しなければならない。

2 前項の急報を受けた職員は、直ちに所長又は次長に状況を報告しなければならない。

3 所長又は次長は、火災発生を予知したときは、直ちに自衛消防隊の活動を開始させるものとする。

(緊急出動)

第13条 所長は、火災が発生したときは、又はそのおそれがあると認めるときは、必要に応じて、在宅の職員に対して緊急出動を命ずるものとする。

(所入禁止)

第14条 所長は、火災が発生した場合には諸門の管理を特に厳重にし、必要に応じて次に掲げる者以外の者の出入を禁止する。

(1) 職員

(2) 利用者

(3) 消防吏員，消防団員，警察官

(4) その他必要と認められる者

第15条 宿直勤務者は，別途消防計画に定めるとおり措置をとるものとする。

(心得)

第16条 所長は，火災予防，避難誘導，消火活動等に関し，必要な心得を作成し，関係職員に周知徹底させるものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか，必要な事項については，所長が別に定める。

附則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は，令和4年4月1日から施行する。